

【資料2】

登別市中央地区まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 登別市新庁舎（以下「新庁舎」という。）の建設に伴う中央地区のまちづくりについて協議を行うため、登別市中央地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設後の現庁舎の跡地の利活用に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中央地区のまちづくりに関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる団体に所属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般社団法人登別国際観光コンベンション協会
- (2) 登別商工会議所
- (3) 登別中央飲食店組合
- (4) 登別中央商店会
- (5) 協同組合登別中央ショッピングセンター
- (6) 北海道銀行
- (7) 室蘭信用金庫
- (8) らいば商店会
- (9) のぼりべつ元鬼協議会
- (10) 登別市市民自治推進委員会
- (11) 社会福祉法人登別市社会福祉協議会
- (12) 登別市連合町内会
- (13) 一般社団法人登別室蘭青年会議所
- (14) 日本工学院北海道専門学校
- (15) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める団体

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により決定し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の

【資料2】

後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、書面にて会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。